

かすみがうら市は 介護保険料を値上げるな！

介護保険料の大幅値上げ(17.3%)が狙われています

介護保険料は、65歳以上の高齢者(第1号被保険者という)から徴収されます。

かすみがうら市は、昨年4月から第9期(令和6年度～8年度)の介護保険料を基準月額5200円・年額6万2400円から基準月額5600円・年額6万7200円に値上げしました(7.7%アップ)。

ところが市は、「介護保険特別会計の運営が極めて不安定な状況にある」として、保険料を令和7年度から基準月額6100円・年額7万3200円とする案を出そうとしています。これでは第8期(令和3年度～5年度)の基準月額5200円と較べると900円(17.3%アップ)の大幅値上げになってしまいます。

大幅値上げは、年金暮らしの高齢者の生活を脅かします

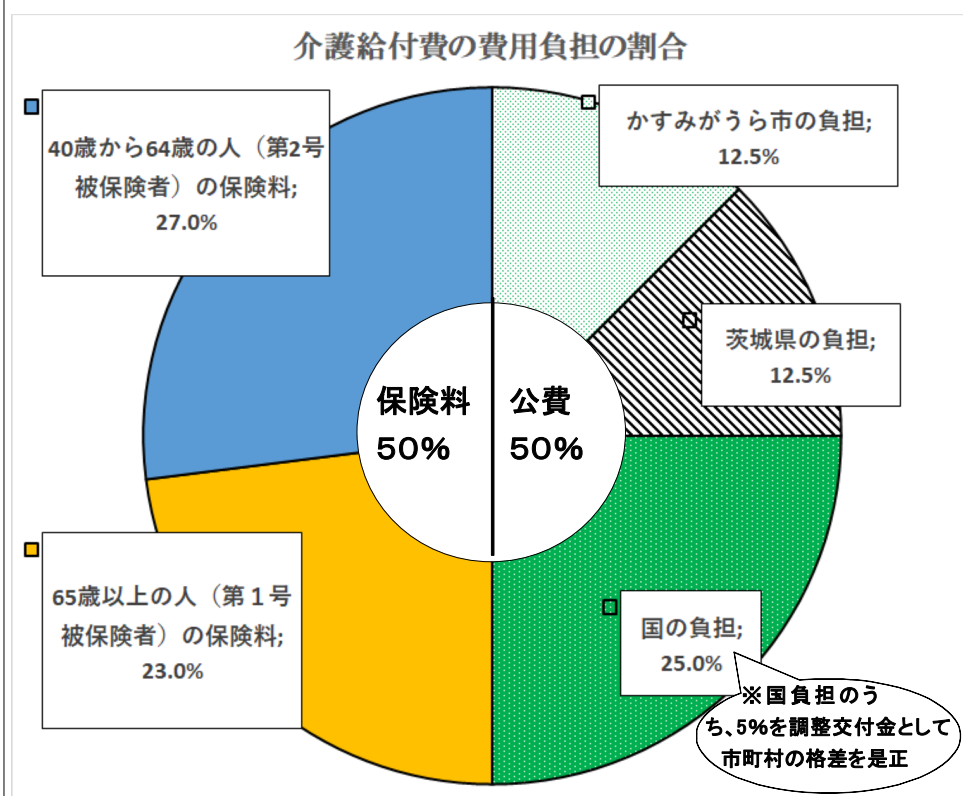
介護保険料は年金から天引き(特別徴収)されます(但し、年間の受給額が18万円以上の第1号被保険者)。年金支給額があまり上がっていない中、介護保険料の大幅な値上げは実質的に年金が目減りすることになります。市民が物価高騰で困っているところに保険料の値上げは年金暮らしの高齢者にとって大きな痛手となり、生活を脅かします。情報によると昨年12月18日に開催された『高齢者福祉計画策定委員会』では市の値上げ案を承認したとのことです。

期中の値上げはルール違反

介護保険計画は3年毎に見直しされ保険料が決定されます。3年間の計画期間毎にその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合って設定するという中期財政運営方式を採用しており、市町村が定める保険料は「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」(介護保険法第129条第3項)とされているのです。

ですから、期中に保険料を値上げすることはルール違反です。介護サービスの見込量が多くなり財源不足となった場合は、「都道府県財政安定化基金」から貸付を受ければいいのです。値上げは必要ありません。現在、県の安定化基金残高は18億円です。当然、かすみがうら市は基金への積立もしています。

公費50%負担は偽りだった!?



介護保険では介護費用の50%を保険料で賄うことになっており、第1号被保険者である高齢者の負担分は23%です。あと半分の50%は公費ですが、その内訳は茨城県が12.5%、かすみがうら市が12.5%、国が25%となっています。ところが国は定額分を20%とし、調整交付分を5%としており、かすみがうら市には調整交付分は2%程度しか支給していませんでした。残りの3%は実質的に第1号被保険者の負担となっており、合計26%も負担していたことが分かりました。3年間で約3億円も多く負担しています。

公費50%は偽りだったことになります。

かすみがうら市が公費に足りない3%分を一般会計から補てんすることも必要ではないでしょうか。

市当局のミスを保険者に押し付ける行為

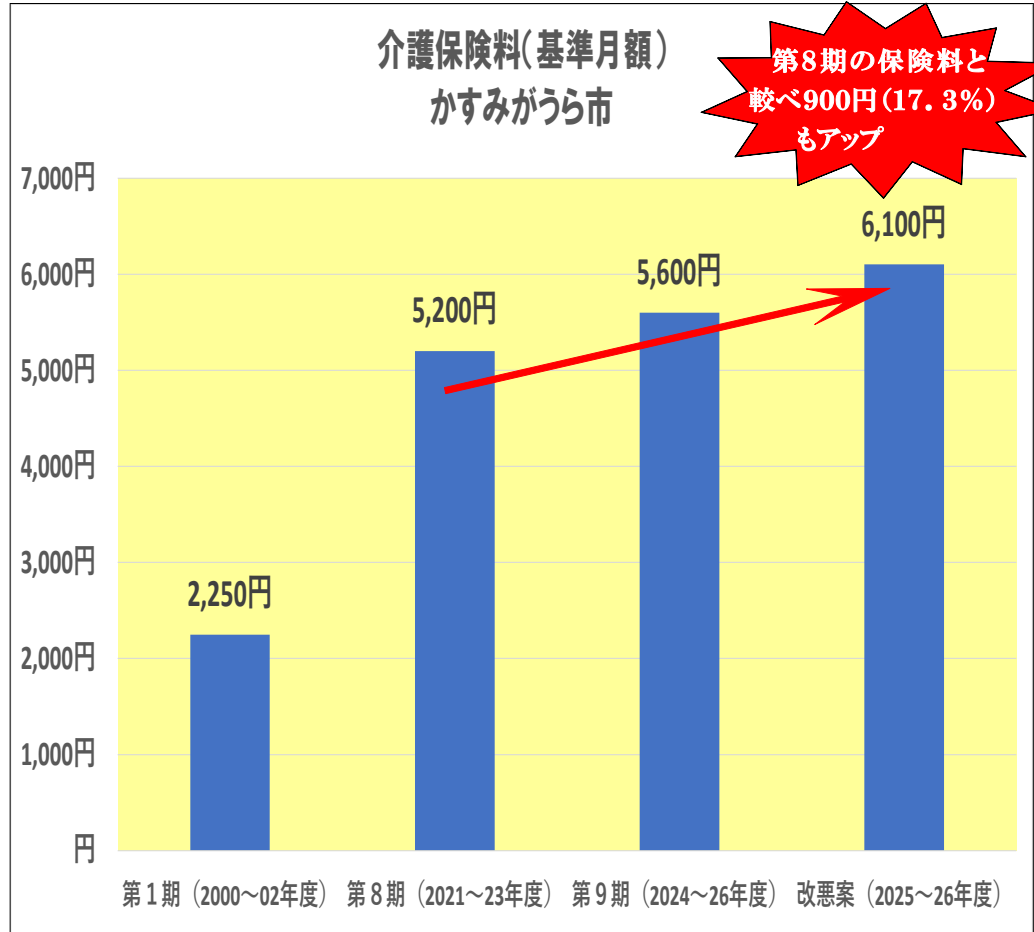
かすみがうら市の第9期(令和6年度～8年度)の介護保険料は昨年の3月議会で承認されましたが、その後市当局は「各種サービス給付費の歳出における令和5年11月以降の急速な伸びを予算編成時には反映できなかったことや国庫補助金の返還に係る補正予算措置を失念した」として約1億円を介護保険準備基金から取り崩しました。更に、介護保険料の還付手続きミスが発覚。「介護保険料還付に要する経費が966万円発生」したとして同じく基金から取り崩しています。従って、今回の介護保険料の大幅値上げは、市当局のミスを第1号被保険者に押し付けるものと言えます。

「茨城県財政安定化基金」から貸付を受ければ 保険料の値上げは必要ありません！

介護保険料基準月額及び基準所得金額、所得段階区分の改正 第8期⇒第9期

介護保険料基準月額及び基準所得金額、所得段階区分の改正										
				5,200		5,600		6,100		
第8期 基準額 62,400円/年(5,200円/月)				第9期 基準額 67,200円/年(5,600円/月)				改悪案		
所得段階	基準額に対する割合	要件	保険料(年額)	要件	基準額に対する割合	保険料(年額)	段階別差額(年額)	保険料(年額)	改悪案差額(年額)	改悪案差額(月額)
第1段階	0.3	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税及び生活保護受給者の場合 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	18,720	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税及び生活保護受給者の場合 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.29	19,100	380	20,860	1,760	147
第2段階	0.5	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の場合	31,200	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の場合	0.485	32,500	1,300	35,500	3,000	250
第3段階	0.7	世帯全員が住民税非課税で、第一所得段階・第二所得段階に該当しない場合	43,680	世帯全員が住民税非課税で、第一所得段階・第二所得段階に該当しない場合	0.685	46,000	2,320	50,140	4,140	345
第4段階	0.9	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	56,100	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	0.9	60,400	4,300	65,800	5,400	450
第5段階	1.0	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	62,400	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	1.0	67,200	4,800	73,200	6,000	500
第6段階	1.2	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の場合	74,800	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の場合	1.2	80,600	5,800	87,800	7,200	600
第7段階	1.3	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満の場合	81,100	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満の場合	1.3	87,300	6,200	95,100	7,800	650
第8段階	1.5	本人が住民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満の場合	93,600	本人が住民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満の場合	1.5	100,800	7,200	109,800	9,000	750
第9段階	1.7	本人が住民税課税で合計所得金額320万円以上500万円未満の場合	106,000	本人が住民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満の場合	1.7	114,200	8,200	124,400	10,200	850
第10段階	1.8	本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上1000万円未満の場合	112,300	本人が住民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満の場合	1.9	127,600	15,300	139,000	11,400	950
第11段階	2.1	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上	131,000	本人が住民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満の場合	2.1	141,100	10,100	153,700	12,600	1,050
第12段階				本人が住民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満の場合	2.3	154,500	154,500	168,300	13,800	1,150
第13段階				本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	2.4	161,200	161,200	175,600	14,400	1,200

改悪案 当初の介護保険料から2.7倍に！



介護保険制度は、2000年度から始まりました。制度前は、介護費用はすべて公費で賄われていましたが、制度施行後は公費が50%とされ、50%を保険料となりました。

かすみがうら市の第1期(2000～02年)の保険料は基準月額2,250円でした。それが今(第9期)では5,600円です。2.49倍です。今回の市の値上げ案では2.7倍になります。第8期の保険料と較べると900円(17.3%)も引き上げられます。

反対の声をあげていきましょう。
2025年2月

発行：行政研究学習会
代表 設楽建夫
事務局 佐藤文雄
連絡先 TEL 029 (834) 7366
FAX 029 (834) 7367